

アドバイザーコミTEE運営規定

第1条（名称）

本委員会は、アドバイザーコミTEE（以下、委員会という）と称する。

第2条（目的）

委員会は、ISACA 東京支部（以下、支部という）の長期的な事業計画及び対外的な広報活動戦略等に関し、理事会に提言する。

2. 委員会は、支部の国際的活動について、理事会に助言する。
3. 委員会は、理事会からの特命事項について審議し、その職務を遂行する。

第3条（委員の定数）

委員会の委員は、5名以上とする。

第4条（委員の資格）

支部の過去の理事・支部運営会議メンバーは、委員会の委員となる資格を有す。

2. 委員は支部の会員でなければならない。

第5条（委員の選任）

支部の理事会（指名委員会）は委員会の委員を推薦し、委員会での審議により委員を選任する。

第6条（委員の任期）

委員の任期は、毎年1月1日から12月31日までとする。ただし、後任が確定しないときはこの限りでない。

第7条（委員会の職務と義務）

委員会は、定款及び本規定の定めに従い活動する。又、委員会の運営に関する必要な事項を決定する。

2. 委員会は、理事会より支部の長期事業計画及び広報活動並びに国際的な活動について諮問があった場合は、速やかに答申を行わなければならない。

第8条（委員会の開催）

委員会は少なくとも年に一回以上開催しなければならない。

2. 委員会の召集は委員長が行う。
3. 委員会の決議は、出席者の多数決により行う。
4. 委員長は委員会の議長となる。
5. 委員会の開催は、文書により少なくとも10日前までに通知を行わなければならない。

ただし、緊急の場合はこの限りでない。

6. 委員会への参加は、委任状によることができる。
7. 支部の理事並びに支部運営会議メンバーは、委員会に出席して意見を述べることができる。

第9条（委員長）

委員会の委員長は、委員の互選により選任される。

2. 委員長の任期は1年とする。

第10条（副委員長）

副委員長は委員の互選により選任される。

2.副委員長は委員長を補佐して委員会の職務を行うほか、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

第 11 条（委員の職務）

委員会の委員は、第 2 条に定める理事会への助言活動に加えて、次の職務について誠意を持って遂行しなければならない。

- 1) ISACA 国際本部及びアジア地区並びに支部の活動に積極的に参加する。
- 2) 日本における情報システム監査、コントロール、セキュリティ及び IT ガバナンスの普及を目的とした各団体の開催する会議等に積極的に参加する。
- 3) ISACA 国際本部等の出版物の翻訳出版活動に積極的に参加する。

第 12 条（委員の解任）

委員が職責を全うしない等の問題がある場合には、委員会で、本人を除いた過半数の賛成により解任できる。

第 13 条（ワーキンググループ）

委員会は、委員会の目的達成のためにワーキンググループを設置することができる。

2. ワーキンググループを設置する場合には、予め理事会に報告しなければならない。

第 14 条（規定の改廃）

本規定の改廃は、理事会において構成員の 3 分の 2 以上の賛成によって行われ、直ちに発効する。

付則 平成 21 年 3 月 16 日制定。

当アドバイザーコミッティ運営規定の制定に伴い、パースト・ディレクターズ・コミッティ運営規定を廃止する。